

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高崎市長

公表日

令和5年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号（以下「番号法」という。））の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請・保険料賦課（普徴・特徴）、特別徴収（仮徴収）額の通知・保険料の減免、徴収猶予等の申請・要支援認定、要介護更新認定等の申請・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼・負担限度額認定や各種減免認定の申請・高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 <p>※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）での受領も含む。</p> <p>なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム（庁内連携システム） 中間サーバー サービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 資格管理ファイル 2. 保険料賦課・収納管理ファイル 3. 認定管理ファイル 4. 給付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 （別表第二における情報照会の根拠） 93、94の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和3年12月24日デジタル庁令第10号）第2条第31項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高崎市市民部市民生活課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話：027-321-1230
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

高崎市福祉部介護保険課
〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1

電話:027-321-1250

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	新規追加	事後	様式変更に伴う項目追加
令和3年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、 61、62、80、87、90、94、95、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94、95の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、 61、62、80、87、90、94、95、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94、95の項	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正 施行日：令和3年9月1日
令和3年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、 61、62、80、87、90、94、95、117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94、95の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の 2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、109、 117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	事後	法令項目の修正のため重要な変更には該当しない
令和3年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	介護保険システム 団体内統合宛名システム 共通基盤システム(庁内連携システム) 中間サーバー	事後	再実施に伴う変更
令和3年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の 2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、109、 117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、 42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、 95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	事後	再実施に伴う変更
令和3年9月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	電話：027-321-1219	電話：027-321-1250	事後	再実施に伴う変更
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	令和3年9月14日	事後	再実施に伴う変更
令和3年9月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	令和3年9月17日	事後	再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号)第2条第31項	事前	令和4年10月から公的給付支給等受取口座登録制度の運用が開始されるため修正
令和5年1月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能(びったりサービス)での受領も含む。 を追記する。	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるびったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能(びったりサービス) を追記する。	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるびったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月14日	令和5年1月27日	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるびったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱件数 いつ時点の計数か	令和3年9月14日	令和5年1月27日	事前	令和5年4月からマイナポータルにおけるびったりサービスによる電子申請運用が開始されるため